

お知らせ

不正軽油について

事前に地域県民局長の承認を得ないで、灯油や重油などを混ぜた不正軽油の製造、販売及び使用等を行うことは脱税行為であり、罰則として、10年以下の懲役や3億円以下の罰金などに処せられます。次のような不正軽油に関する情報がありましたら、当課までご連絡ください。

- 不審な施設にタンクローリーが頻繁に入入りしている。
○安い軽油を売り込みにきた。
○自動車の燃料に灯油や重油を使用している。

問合せ先

下北地域県民局県税課
022-8581-内線207

平成30年度プロジェクト支援助成事業について

財団法人むつ小川原地域・産業振興財団では、県内各地の地域の活性化や産業の育成・振興のための取り組みを行う市町村や地域団体等に対し、幅広く支援しています。

- 対象事業
①人材育成、②技術開発、③商品開発、④市場・販路開拓
⑤観光開発、⑥スポーツ・文化交流 ⑦その他
○助成事業者
県内の市町村、地域づくりや文化活動等に取り組む地域団体、漁業協同組合、商工会等

○助成金額
助成対象事業費の5分の4以内

○応募期間
平成29年9月1日から10月31日まで

○応募方法等
詳細や応募様式等については財団ホームページからダウンロードしてご利用頂くか、村経営企画課へお問い合わせください。

問合せ先 (公財) むつ小川原

地域・産業振興財団
017-773-6222
ホームページ
http://www.jomon.ne.jp/~mozaidan/

平成30年度コミュニティ助成事業について

財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的とした地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る事業に対して助成を行います。

○助成事業の種類

- ①一般コミュニティ助成事業、②コミュニティセンター助成事業、③青少年健全育成事業等
※その他の助成事業、助成額や申請方法等、詳細は村ホームページをご覧ください。

○申請書提出期限
平成29年10月13日

◆提出・問合せ先 東通村経営企画課 地域戦略グループ
027-2111-内線223

司法書士に相談して下さい!

高齢者・障がい者のための成年後見や、相続、借金問題について司法書士が無料で相談に応じます。

◆日時
11月23日(木・祝)
10時~16時

◆場所

八戸市一番町一丁目9-222
ユートリー 5階 視聴覚室

※相談は無料ですが具体的な手続きが必要になる場合は、別途費用がかかりますので相談員にご確認ください。

※聴覚障がい者の方のご相談に対応できるように手話通訳者が常駐いたします。

◆問合せ先

青森県司法書士会
017-776-8398
ホームページ
http://www.aomor-shoshosho.or.jp/

里親制度にご理解とご協力を

子どもは、親の愛情に恵まれた家庭環境で育てられることが望ましいのですが、私たちの身近には、経済的困窮、虐待、親の行方不明等さまざまな事情で家庭での養育ができなくなった子どもたちがいます。

そのような子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、あたたかい愛情と正しい理解をもって養育する人のことを「里親」と言います。

里親制度は児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する家庭の下での養育を子どもたちに提供する制度です。

里親には、健やかに子どもを養育するために守っていただくきまり(「里親が行う養育に関する最低基準」)が定められています。具体的には委託された子どもへの虐待の禁止、必要な教育を受けさせること、健康や衛生の管理、秘密の保持、子どもの養育を記録して児童相談所へ報告することなどです。里親は、一定の研修を受けた後、県知事の認定を受けて登録されます。

現在、むつ下北地区では登録

困ったら 一人で悩まず 行政相談

~10月16日から23日は『行政相談週間』です~

村民の皆様が、毎日の暮らしの中で、役所が行う仕事に関する苦情や意見・要望があった時に、身近な相談相手となるのは、行政相談委員(総務大臣が委嘱)です。

道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど、役所が行う仕事について、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。

「行政相談所」を開設します

日時 10月12日(木) 10時~15時

場所 尻労土地共有会館(☎47-2150)

相談員 五十嵐 みさ子 【東通村大字尻労字尻労32番地(自宅電話 47-2725)】